

高等支援学校桃花台学園ほか1施設で使用する電気調達に係る一般競争入札公告

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

平成29年7月19日

山梨県知事 後藤 斎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

高等支援学校桃花台学園ほか1施設で使用する電気 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

(3) 供給期間

平成29年10月1日から平成30年9月30日まで

(4) 供給場所

知事が指定する場所

2 事務を担当する所属

山梨県総務部財産管理課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き2年以上営業を営んでいない者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これ

らの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (3) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(燃料・電力)のうち、「電力」に係る登録を受けている者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (5) 調達をする物品等の供給実績及び環境への配慮に関する事項について、入札説明書及び仕様書に定めるところにより知事が適当と認めた者であること。

4 一般競争入札の参加資格の審査

(1) 申請の時期

平成29年7月19日(水)から同月28日(金)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

(2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 申請書の提出方法

次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県出納局管理課調度担当 電話055-223-1395

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県総務部財産管理課計画調整担当 電話055-223-1326

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成29年7月28日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(1)に掲げる場所において直接交付する。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年8月22日(火)午前10時

イ 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県防災新館2階201会議室

(5) 郵送による入札書の提出先及び期限

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県総務部財産管理課宛てに平成29年8月21日(月)午後4時までに到着するよう送付すること。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の1

00に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

ア 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

ウ 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第108条の2の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

エ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

オ アからエまでに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(8) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 違約金の有無

有

(5) 前払金の有無

無

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(8) その他

ア 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 詳細は、入札説明書による。

ウ 問い合わせ先 山梨県総務部財産管理課（電話055-223-1326）